

# 外来医療計画（案）について

医療推進課

## 1 計画の策定の必要性

- ・ 診療所には、県民が身近な医療機関として安心して医療を受けられる特徴があるが、都市部に多いことや医師の高齢化や後継者不足などにより、地域間での偏在が指摘されており、外来医療の提供を確保することが求められている。
- ・ こうしたことから、医療法が改正され、外来医療計画を令和2年3月までに策定することとされた。

## 2 計画のポイント

### 1 外来医療の見える化

県において、新規開業者が開業の際に参考とできるよう、県内各地域の外来医療に関するデータを整理し公表

【外来医療提供の状況】

	佐久	上小	諏訪	上伊那	飯伊	木曾	松本	大北	長野	北信	県全体	(全国)
外来医師偏在指標(※1)	96.9	86.0	95.5	87.7	95.8	108.9	123.6	136.1	94.1	79.1	99.8	106.3
区分(多数区域)(※2)	—	—	—	—	—	多数区域	多数区域	多数区域	—	—	—	—

※1：法令に基づく算定式により、診療所医師の状況を外来医療需要や病院との外来対応割合を加味して指標化したもの。県内では、松本医療圏の他、病院の外来対応割合が高い木曾・大北医療圏が多数区域

※2：全国の医療圏で、外来医師偏在指標の値が上位33.3%のもの。

### 2 新規開業者への対応

県において、新規開業者に対し、不足する外来医療機能を担うことについて確認を行う。

※ 不足する外来医療機能：夜間や休日等における初期救急医療、在宅医療、産業医・予防接種等の公衆衛生に係る医療等

### 3 協議の場の設置

地域医療構想調整会議において次の事項について協議

- ・ 地域で不足する外来医療機能に関する検討
- ・ 新規開業者が不足する外来医療機能を担うことについての合意状況の確認等

### 4 その他

- ・ 県として、中山間地域における外来機能の確保のため、診療所の医師の確保などへの支援を検討
- ・ 外来医療計画の中に、各地域の医療機器の配置状況の見える化・共同利用の推進を盛り込むこととされていることから、診断のための画像撮影装置（CT、MRI、PET、マンモグラフィ）やがん治療のための放射線治療器（リニアック）等のデータを県で整理しウェブサイト等で公表
- ・ また、共同利用については、地域医療構想調整会議で協議

【医療機器の配置状況（調整人口10万人あたり台数）】

	佐久	上小	諏訪	上伊那	飯伊	木曾	松本	大北	長野	北信	県全体	(全国)
CT	11.7	11.2	7.7	11.0	6.9	5.4	12.4	9.8	11.2	4.8	10.4	11.1
MRI	5.4	5.3	3.3	2.6	5.6	2.9	5.7	4.4	4.9	3.0	4.7	5.5
PET	0.44	0.00	0.46	0.00	0.56	0.00	1.38	0.00	0.52	0.00	0.53	0.46
マンモグラフィ	3.9	3.1	2.6	3.9	5.1	3.7	5.9	3.4	3.7	2.3	4.0	3.4
放射線治療器	0.87	0.47	0.45	0.50	0.54	2.68	1.58	0.00	0.68	0.95	0.83	0.91

## 3 計画の位置づけ、区域及び期間

- ・ 本計画は、第2期信州保健医療総合計画（第7次長野県保健医療計画）の一部に位置付ける。
- ・ 計画の推進区域は、10の二次医療圏
- ・ 計画期間は、令和2年4月から令和6年3月末までの4年間